

さいたま市 浦和区選挙管理委員会 告示番号	さいたま市浦和区選挙管理委員会 告示名	公布年月日
さいたま市 浦和区選挙管理委員会 告示第 3 4 号	さいたま市浦和区の投票区及びその区域 の一部を改正する告示	令和 6 年 1 1 月 6 日

さいたま市浦和区選挙管理委員会告示第 3 4 号

さいたま市浦和区の投票区及びその区域（平成 1 5 年さいたま市浦和区選挙管理委員会告示第 4 号）の一部を次のように改正した。

令和 6 年 1 1 月 6 日

さいたま市浦和区選挙管理委員会 委員長 玉井 哲夫

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
投票区	投票区域	投票区	投票区域
[略]	[略]	[略]	[略]
第 6 投票区	針ヶ谷 1 丁目 <u>1 番から 2 0 番まで</u> 及び針ヶ谷 2 丁目 <u>1 番から 1 6 番まで</u>	第 6 投票区	針ヶ谷 1 丁目及び針ヶ谷 2 丁目
第 7 投票区	領家 6 丁目及び領家 7 丁目、 <u>針ヶ谷 1 丁目 2 1 番から末番まで</u> 及び針ヶ谷 2 丁目 <u>1 7 番から末番まで</u>	第 7 投票区	領家 6 丁目及び領家 7 丁目
[略]	[略]	[略]	[略]
第 2 4 投票区	東高砂町、東仲町、本太 2 丁目 1 番、本太 2 丁目 9 番から 1 7 番まで	第 2 4 投票区	東高砂町 <u>1 番、2 番、1 1 番、東高砂町 2 0 番から 2 4 番まで、東高砂町 2 9 番、3 0 番、東仲町、前地 3 丁目 5 番、6 番、前地 3 丁目 1 1 番から 1 3 番まで、前地 3 丁目 1 8 番、本太 1 丁目 1 番から 3 6 番まで、本太 1 丁目 3 9 番から末番まで、本太 2 丁目 1 番、本太 2 丁目 9 番から 1 7 番まで、本太 5 丁目 1 番及び 2 番並びに本太 5 丁目 1 5 番から 2 6 番まで</u>
第 2 5 投票区	東岸町、前地 1 丁目、前地 2 丁目		
[略]	[略]	第 2 5 投票区	東岸町、 <u>東高砂町 3 番から 9 番まで、東高砂町 1 4 番から 1 9 番まで、東高砂町 2 5 番から 2 8 番まで、前地 1 丁目、前地 2 丁目、前地 3 丁目 1 番から 4 番まで、前地 3 丁目 7 番から 1 0 番まで及び前地 3 丁目 1 4 番から 1 7 番まで</u>
第 2 8 投票区	<u>前地 3 丁目、本太 1 丁目 1 番から 3 6 番まで、本太 1 丁目 3 9 番から末番まで、本太 5 丁目 1 番及び 2 番並びに本太 5 丁目 1 5 番から 2 6 番まで</u>		
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 3 月 3 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後のさいたま市浦和区の投票区及びその区域は、この告示の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この告示の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。